

審査項目（道路の新設・改築）

区 分		基 準 値	計 画 値	結 果	備 考	
災 害 の 防 止	切 土	法 面 勾 配	土質・高さに応じた勾配（軟岩：60度）	法面なし	適	
		切 土 量		3,978 m ³ —		
		最 大 高 さ	10m を超える場合は、5~10m 毎に幅 1~2m の小段を 設置	3m (調整池)		
		小 段 幅		小段を要しない		
		小 段 間 の 高 さ		〃		
		崩 壊 防 止 措 置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	—		
		擁 壁 の 設 置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法 面は擁壁を設置	不要		
	盛 土	法 面 勾 配	土質・高さに応じた勾配（礫 1:1.5）	1 : 1.5	適	盛土勾配 は NEXCO の『設計 要領第一 集土工建 設編』に よる
		盛 土 量		6,403 m ³ —		
		最 大 高 さ	原則 15m以下 15m 以上となる場合は所定の安全率（常時 1.5、地 震時 1.2）を確保すると共に、盛土高 15m 毎に独立し たアース堰堤となるように設置	1m		
		小 段 の 設 置	5~7m毎に 1~2mの小段設置	小段を要しない		
		崩 落 防 止 措 置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	—		
		擁 壁	L 型	安定計算上安定すること		
	逆 T 型		常時 1.5 以上	—		
	重 力 式		地震時 1.2 以上	—		
	ブ ロ ッ ク 積		土木部ブロック積(石積)擁壁構造基準による	—		
	砂 防 施 設			—	適	
	仮 設 沈 砂 池	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの 必要容量 49.9 m ³	56.3 m ³ —			
	沈 砂 池		—			
	堆 砂 枩	必要容量 0.063m ³ 0.088m ³ 0.191m ³	0.064 m ³ 0.225 m ³ 0.450 m ³			
河 川 改 修	下流河川に1/1の流下能力がない場合	改修の必要なし				
残 土 処 理 方 法	搬出先を明記し許可(写)を添付すること	—				
水 害 の 防 止	調 整 池	調整池の基数		1基 ブロック積 H=4.9m	適	
		堤 体 の 構 造	原則コンクリート（掘込式可） コンクリートの場合の安全率 常時 1.5 以上 地震時 1.2 以上			
		堤 体 の 高 さ	原則として 15m未滿（築造式）			
		堤 頂 厚	掘込式 4m以上			
	上 流 法 勾 配	掘込式の場合 1 : 2.0 以上	1 : 0.4			
		下 流 法 勾 配			コンクリートの場合安定計算による	
	調 整 容 量	必要容量 456.0 m ³ 477.0 m ³	493.9 m ³ 499.8 m ³			
		許 容 放 流 量	全体 48.1mm/h（変更なし） 調整池 16.4mm/h 21.4mm/h	全体 47.6mm/h 48.1mm/h 調整池 15.8mm/h 20.8mm/h		
	オ リ フ ィ ス	0.011 m ² 以下	0.011 m ²			
	放 流 管	必要流水断面積 0.1946 m ² 0.1916 m ²	3/4断面積 0.2120 m ² (φ600) 流下能力0.479 m ³ /s 0.516 m ³ /s			
計画放流量 0.427 m ³ /s 0.451 m ³ /s						

		余水吐の構造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 0.427 m ³ /s 以上 0.451 m ³ /s 以上	0.922 m ³ /s		
水資源の確保	* 水量の確保 * 濁水の流入による水質悪化が無いこと		著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること 土砂の流出による水質の悪化を防止すること	当該開発区域に直接水源を依存する地域はない 仮設沈砂池を設置	適	
環境の保全	森林率	森林を一時的に転用する場合にあっては、利用後における現状回復等の事後措置（森林への復旧）が適切に行われていること。 法面は、可能な限り緑化し、小段には必要に応じ客土等を行い、植栽する。 切土・盛土法面は、適切に緑化 残置・造成森林は、適正に維持管理	市街地・主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、早期緑化に努めること	0%	適	
	周囲林帯			—		
	残置森林面積			0%		
	造成森林面積			0%		
	造成緑地面積			26.7% 22.1%		
	緑化計画			低木（ヒトツヅ、ユキヤギ、シギヨ）の植栽により緑化		
その他		—				

直近の許可申請時の付帯意見への対応

付帯意見（平成25年3月25日答申）	付帯意見への対応等
造成緑地の管理について、地元の要望も聞きながら確実な実施をしてください。	完了時には地元の意見を踏まえて緑化を行い、適正な維持・管理を務めます。

他法令等の処理状況

○:該当 (処理済)
 △:該当 (手続中・今後手続予定)
 -:該当無し

申請者 : 中日本高速道路株式会社
 開発行為の目的 : 道路の新設

法令名	該当		処理状況
	新規	変更	
森林法(保安林)	-	-	
国土利用計画法・森林法(所有権移転)	-	-	
都市計画法(開発許可)	-	-	
宅地造成等規制法	-	-	
農地法	-	-	
農業振興地域の整備に関する法律	-	-	
自然環境保全法	-	-	
自然公園法・県自然公園条例	-	-	
県自然環境保全条例	○	-	H25.1.24協定締結済み
環境影響評価法・県環境影響評価条例	-	-	
風致地区条例	-	-	
都市緑地法	-	-	
文化財保護法	-	-	
鉱業法	-	-	
採石法・砂利採取法	-	-	
県砂防指定地管理条例	-	-	
地すべり等防止法・急傾斜地災害防止法	-	-	
土砂災害防止法	-	-	
河川法	-	-	
市普通河川条例	○	○	R5.8.23御殿場市協議済み
県土地利用事業(指導要綱)	-	-	
市(町)土地利用事業(指導要綱)	-	-	
国有財産法	-	-	
道路法	-	-	
景観法	-	-	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-	-	
土壤汚染対策法	-	-	
静岡県盛土等の規制に関する条例	-	-	
電気事業法	-	-	
設備認定(経済産業省)	-	-	
電気事業者との手続き	-	-	